

# Amazon.com 等のカナダ国外の越境 EC を活用したカナダへの商品輸出ガイド

2024 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

トロント事務所

デジタルマーケティング部

**【免責条項】**

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）トロント事務所が委託先（現地法律事務所）に作成委託し、2023年12月に入手した情報に基づき、日本貿易振興機構（ジェトロ）デジタルマーケティング部 EC ビジネス課と共同で作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及び有用性の確認は、読者の責任と判断で行うものとし、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび委託先は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 〈目次〉

はじめに	1
カナダへ商品を輸出するにあたって	2
A. 「JAPAN STORE」経由の注文の対応	2
B. 誰が輸入者になるか	2
C. 輸出者としてやるべきこと	2
D. 輸出者として行う必要のないこと	3
E. 法規制の遵守	3
F. 関税の計算と支払い	4
G. EC プラットフォームのポリシーと輸入手数料	4
付録 A	
カナダの製品規制状況を理解する	5
禁制品	6
消費者向け製品の安全性:材料と物質	7
A. 鉛を含む製品	7
B. 水銀を含む製品	7
C. 使い捨てプラスチックを含む商品	8
製品固有の規制例	8
A. 食品	8
1. 数量制限	9
2. 米国以外を原産地とする食品の要件	11
B. 繊維（テキスタイル）	13
1. 可燃性基準	13
C. キッチン用品	14
D. 酒類	14
E. 化粧品	14
1. 衛生・安全基準	15
2. 子供への安全対策:包装基準	15

## はじめに

ジェトロは、本ガイドで越境 EC 事業者向けに日本からカナダへの商品輸出のプロセスをまとめました。ジェトロはアマゾンと連携し、EC プラットフォームを通じた日本企業の海外進出を支援しています。

ジェトロは、Amazon.com(米国)と Amazon Business に日本の事業者の商品を掲載・特集する「JAPAN STORE」を開設し、日本製品の紹介・プロモーションを行っています。カナダの消費者は Amazon.com で購入することが多いため、Amazon.com への出品は米国だけでなく、カナダの消費者もターゲットにできるチャンスでもあります。

本ガイドでは、Amazon.com「JAPAN STORE」を通してカナダの消費者に日本の商品を販売する際に考慮すべき点をまとめました。Amazon.com に出品するにあたり、カナダでの輸入者登録や実店舗の開設が不要なため、日本企業がカナダの消費者へ商品を販売できるまたとない機会です。

本ガイドは、次の条件を満たす場合、Amazon.com 以外の越境 EC プラットフォームへの出品を検討している日本企業も対象となります。

(i)カナダの顧客が輸入者となり、(ii)カナダに物理的な拠点を設けておらず、かつ(iii)商品販売時に当該商品が物理的にカナダにない場合

本ガイドの付録 A では、カナダの消費者が個人使用（非商業使用）目的で以下の品目輸入する際に適用される製品規制の概要に言及しています。

- ・ 食品
- ・ テキスタイル/アパレル
- ・ キッチン用品
- ・ 酒類
- ・ 化粧品

これらの規制は、カナダの消費者が個人使用目的で上記品目の輸入者となる場合に適用されません。日本企業がそのようなカナダの消費者に対して上記品目を輸出する際には、付録 A の規制を遵守する必要があります。

注意:本ガイドの情報は、企業間販売、再販業者(小売業者など)向け輸出、カナダ国内の実店舗での販売、あるいは再販目的に非居住輸入者となる日本企業には適用されません。

2024 年 3 月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
トロント事務所  
デジタルマーケティング部

# カナダへ商品を輸出するにあたって

## A. 「JAPAN STORE」経由の注文の対応

カナダの消費者が Amazon.com 「JAPAN STORE」を通じて注文した商品は、通常、商品の出荷場所に依じて、宅配便または郵便で配送されます。

1. 販売時に在庫が日本にある商品は、日本からカナダの消費者に直接出荷されます。
2. 販売時に在庫が米国にある商品は、米国のフルフィルメントセンターからカナダに出荷されます。

## B. 誰が輸入者になるか

Amazon.com 「JAPAN STORE」で商品を購入した場合、通常、カナダの購入者が商品の輸入者とみなされます。たとえば、「JAPAN STORE」に適用される [Amazon.com の利用規約](#) では、カナダの消費者はカナダへの商品の「輸入者」と見なされると記載されています。

輸入者は誰かが重要となる理由は2つあります。まず、「輸入者」には、商品に適用されるすべての関税と税金の支払いを含め、カナダの輸入規則を遵守する責任があります。

つぎに、購入者が個人使用目的で商品を輸入する場合、一定の条件(輸入品の重量や容積が一定量を超えない場合や携行品の場合など)を満たしていれば、原則として、転売等の商業目的で輸入される物品に適用される規制要件は免除されます。

EC サイトにて販売者としてカナダへ商品を輸出する際に、スムーズで法令を遵守したプロセスを踏むには、自社の責任を理解することが重要です。本ガイドは、カナダの消費者が「輸入者」となることを前提としており、企業がカナダへの輸入者となる場合は、本ガイドでは触れていない、より厳格な規制の対象となります。

## C. 輸出者としてやるべきこと

- **日本の輸出規制の遵守** 必要な輸出許可の取得や、日本の法律で制限・禁止されている輸出リストに商品が記載されていないことの確認が含まれます。
- **輸出する商品に適した書類の準備** これらの書類には、コマーシャルインボイス、パッキングリスト、船荷証券、原産地証明書(該当する場合)、および必要な輸出申告書・許可証・証明書が含まれます。これらの書類上の価格、関税分類、原産地が商品と一致していることを確認してください。<sup>1</sup>
- **出品する EC サイトの利用規約の理解・遵守** 使用する EC プラットフォームの利用規約とポリシーをよく理解する必要があります。たとえば、Amazon.com の「JAPAN STORE」を通してカナダの消費者に商品を販売する場合は、Amazon.com の利用規約とポリシーが適用されます。「JAPAN STORE」参加企業は、Amazon.com の [国際配送利用規約](#) および「JAPAN STORE」プログラムの利用規約を確認する必要があります。
- **輸出商品の記録の保管** カナダの輸入者は、輸入品の原産地、関税分類、購入価格などを裏付けるために、6年間記録を保管する必要があります。特に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)に基づいて原産地証明書を発行した場

<sup>1</sup> 輸入品の関税額、関税分類、原産地申告については、4 ページの [「F. 関税の計算と支払い」](#) をご覧ください。

合、輸入者にコンプライアンス問題が発生した際にサポートできるよう、販売記録の保管をお勧めします。<sup>2</sup>

## D. 輸出者として行う必要のないこと

- カナダで輸出者登録をする必要はありません。カナダ当局への正式な登録プロセスを経ることなく、商品を輸出できます。
- カナダで、売上税(GST/HST/PST)申告のための納税アカウントを開設する必要はありません。カナダに商品を輸出するだけであれば、カナダの連邦物品サービス税(GST)、統一売上税(HST)、または州売上税(PST)に登録する必要はありません。これらの税金処理は通常、カナダの輸入者が行います。
- カナダに物理的な拠点を置く必要はありません。商品をカナダに輸出するために、カナダにオフィスや倉庫を持つ必要はありません。

## E. 法規制の遵守

Amazon.com「JAPAN STORE」に掲載されている商品は、次の規約・規制に準拠していれば、カナダに輸出できます:(1)Amazon.comの利用規約およびポリシー、(2)「JAPAN STORE」への掲載要件、(3)米国の製品規制。

Amazon.com以外のECプラットフォームでの商品販売を検討している日本企業は、そのECプラットフォームの利用規約とポリシー、および購入時に商品が保管されている第三国(カナダ以外)で適用される輸出入規制を慎重に確認する必要があります。<sup>3</sup>

個人使用を目的として、Amazon.com「JAPAN STORE」(またはその他のECプラットフォーム)で購入され、カナダに輸入された商品には、免除される規制がいくつかありますが、適用される規制もあります。特定の商品(個人使用のために輸入された商品を含む)のカナダへの輸入を禁止するカナダの規制、および購入者が個人使用のために輸入する場合に特定の商品カテゴリーに適用される規制要件については、付録Aを参照してください。

商品が法令に準拠していることを確認するためにカナダの輸入規制を知っておくことは役立ちますが、これらの規制を遵守し、それらを出品者に伝える責任は、顧客であるカナダの輸入者にあります。これには、品質基準と品質表示基準(該当する場合)、輸入関税と税金の支払いが含まれます。<sup>4</sup>

---

<sup>2</sup> CPTPPの特恵関税を要求するメリットや要件については、JETRO 公報「[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11\\_kaisetsu.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf)」をご覧ください。

<sup>3</sup> 販売時に商品がカナダにある場合、このパンフレットの情報は適用されません。

<sup>4</sup> Amazon.com「JAPAN STORE」の出品者はカナダへの輸入者ではないため、カナダの品質表示基準は適用されません。また、輸入品が個人使用目的の場合も、消費者は品質表示について責任を負いません。ECプラットフォームの利用規約とポリシーを注意深く確認して、消費者がカナダ向け商品の輸入者であることを確認してください。ECプラットフォームが商品販売者をカナダへの輸入者として指定している場合には、販売者がカナダの品質表示に関する法令に従わなければならない可能性があるため、電子商取引プラットフォームで商品を販売する前に、カナダの国際貿易専門家のアドバイスを求める必要があります。

## F. 関税の計算と支払い

関税は、米国の EC プラットフォームを介してカナダの消費者に商品を販売する場合を含め、国際的な商品販売の際に考慮すべき重要な側面です。カナダに輸入される商品にかかる関税額は、いくつかの要因によって異なります。

関税分類	商品に適用される関税率は、商品の関税分類によって決定されます。関税分類とは、世界税関機構(WCO)が開発した統計品目番号(HS コード)に基づいて、国際貿易商品に特定のコードを割り当てることを指します。
原産地と関税の扱い	カナダに輸入される商品は、原産地や CPTPP などのカナダの自由貿易協定の適用により、特惠関税の対象となる場合があります。
課税対象額	カナダに宅配便で発送される商品のうち、一定の金額(「最低基準額」)を下回る商品は、関税または税金(GST / HST)なしでカナダに輸入できます。 <ul style="list-style-type: none"><li>– メキシコと米国以外の国から出荷される商品の場合、最低基準額は<b>関税免除・税金免除ともに 20 カナダドル</b>です。</li><li>– 米国またはメキシコから船で輸送される商品の場合のみ、原産地に関係なく、最低基準額は、輸入者が消費者の場合、<b>関税免除が 150 カナダドル、税金免除が 40 カナダドル</b>です。</li></ul>

## G. EC プラットフォームのポリシーと輸入手数料

Amazon.com などのプラットフォームで買い物をする顧客は、関税と税金の概算額を含む最終購入価格を請求される可能性があります。関税と税金の概算額は、Amazon がと呼ぶもので、商品が海外に出荷されるときに適用される可能性のある関税と税金を含んだものです。実際の関税と税金が徴収された概算額よりも低い場合、一部の EC プラットフォームでは、差額が自動的に顧客に返金されます。<sup>5</sup>

EC プラットフォームは、次の理由により、輸入手数料を請求します。

- **通関手続きの合理化** EC プラットフォームは、購入段階で手数料を見積もって含めることで、通関手続きの簡素化と迅速化を目指しています。
- **配送遅延の低減** 手数料を前払いすることで、通関手続きによって頻繁に発生する遅延を最小限に抑えることができます。
- **コストの透明性** この方法により、購入者は購入の総費用を明確に把握できるため、配送時に予期しない追加請求を回避できます。

<sup>5</sup> たとえば、Amazon.com は国際配送利用規約に「Amazon Export が徴収した輸入税等前払金 (Import Fees Deposit) が実際の輸入手数料 (Actual Import Fees) よりも高い場合、Amazon Export は差額を返金します」と述べています。

# 付録 A

## カナダの製品規制について

この付録では、輸出者が、個人使用目的のカナダの消費者に販売する商品を輸出する際に知っておくべき規制に触れており、以下に輸入禁止製品を記載し、また、下記カテゴリーの商品の「個人使用」輸入に際し適用される規制について説明しています。

- 食品
- 繊維
- キッチン用品・食器
- 酒類
- 化粧品

適用される規制は予告なく変更される場合がありますので、ご注意ください。本付録で触れている規制は、2023年11月30日現在のもので、必ず規制が変更されていないかを確認してください。ジェットロは、本付録の内容について一切の責任を負いません。

日本企業は、個人使用目的で商品の輸入者となるカナダの消費者に上記カテゴリーに該当する商品を輸出する場合には、その際のみ適用される付録 A の規制を遵守する必要があります。

EC プラットフォームの出品者が輸入者となる場合など、商業輸入に適用される規制は、付録 A に要約されているものよりもはるかに厳格であり、本ガイドには記載していません。



## 禁制品

カナダの関税表及びカナダ消費者製品安全法 (CCPSA)により、カナダでは特定の商品の輸入が禁止されています。

### 関税表

特定カテゴリーの商品の輸入を禁止しています。

#### 例

- 著作権の対象である作品が転載されたもの
- 刑務所、児童労働、強制労働によって全部または一部が製造または生産された商品<sup>6</sup>

### CCPA

人の健康や安全に危険を及ぼす製品の輸入を禁止しています。

#### 例

- トウアズキ(*abras precatorius*)、トウアズキから作られる物質もしくは製品、またはトウアズキの全部もしくは一部を含む物質もしくは製品
- 塩化ビニルで全部または一部が作られた、加圧流体が含まれる使い捨て金属容器
- 顕微鏡で使用するためのポリ塩化ビフェニルを含む液体(浸漬油を含む)(ただし屈折率油は含まない)
- 紡織用繊維の全部または一部で作られた製品のうち、衣服として使用することが目的とされ、リン酸トリス(2,3 ジブロモプロピル)で処理されているか、または含有されているもの<sup>7</sup>




<sup>6</sup> 関税番号 9897.00.00、9898.00.00、9899.00.00 の禁制品一覧は、<https://cbsa-asfc.gc.ca/trade-commerce/tariff-tarif/2023/01-99/ch98-2023-1-eng.pdf> で入手できます。

<sup>7</sup> 禁制品の完全なリストは、CCPSA のスケジュール 2 に記載されています:<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-1.68/page-7.html#h-44890>。

# 消費者向け製品の安全性:材料と物質

## A. 鉛を含む製品

以下の規制では、90 mg/kg を超える鉛を含む消費者向けの特定製品のカナダへの輸入を禁止しています。



規制	製品カテゴリー
 <u>鉛規制を含む消費者向け製品に関する規制</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>- 通常の使用中に利用者の口に接触する製品</li><li>- 14 歳未満の子供が着用することを目的とした衣類または衣類付属品</li><li>- 14 歳未満の子供が学習や遊びに使用することを目的とした製品</li><li>- 14 歳未満の子供向けの書籍または印刷物(ただし、以下の場合を除く)<ul style="list-style-type: none"><li>o 紙や段ボールに印刷されており、</li><li>o 従来の材料を使用して従来の方法で印刷および製本されている場合</li></ul></li><li>- 4 歳未満の幼児のリラックス、睡眠、衛生状態、抱っこ、移動を容易にすることを主な目的とする製品</li></ul>
 <u>子供用宝飾品に関する規制</u>	子供用宝飾品
 <u>表面コーティング材に関する規制</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>- 塗料、粉末塗装、ステッカーなどの表面コーティングを施した製品</li><li>- 子供用家具、鉛筆、絵筆などの製品（特にステッカーやフィルムが貼られた製品）</li></ul>

## B. 水銀を含む製品

水銀を含む製品規制は、水銀を含むほとんどの製品のカナダへの輸入を禁止しています。ただし、コンパクト蛍光灯、直管蛍光灯、ネオンサインなどの水銀が必要不可欠な製品には限られた量の水銀を含めることが許可されており、適用除外製品として記載されています。

## C. 使い捨てプラスチックを含む商品

使い捨てプラスチック禁止規制により、2025年12月25日以降は特定の使い捨てプラスチック製品の輸入が禁止されます。

製品カテゴリー	説明
 カトラリー	ナイフ、フォーク、スプーン、先割れスプーン、箸が含まれます。
 リングキャリア	飲料容器をまとめて持ち運べるよう設計された柔軟性のあるプラスチック。
 スティック、マドラー	飲料をかき混ぜたり、容器の蓋から飲料がこぼれるのを防ぐ道具。
 外食産業用の容器	調理済食品や飲料を提供または持ち運ぶために設計されたアイテム。クラムシェル容器、蓋付き容器、箱、カップ、皿、ボウルが含まれます。ビーズ法発泡スチロール、押出法発泡ポリスチレンポリ塩化ビニル、カーボンブラック、オキシ分解性プラスチックは使用できません。
 ストロー	棒状のストローと飲料容器(紙パックやパウチなど)に包装された曲がるタイプのストローが含まれます。

## 製品固有の規制要件の例

### A. 食品

個人消費目的でのカナダへの食品輸入は、食品の種類と原産国によっては連邦輸入基準の対象となります。原産国とは、その食品が最初に加工または製造された国を指します。

すべての輸入食品は、カナダの一般食品安全基準を満たす必要があります。輸入食品は清潔で安全であり、害虫、土壌、およびその他有害物質が含まれていないことが必要です。輸入者は、有効な許可証または外国の植物検疫証明書が必要です。

## 1. 数量制限

カナダ食品検査庁(CFIA)は、個人消費目的で輸入できる食品の上限重量および容積を設定しています。これらの上限は、食品の種類及び原産国によって異なります。

### 個人消費目的とみなされ、免除対象となる上限重量・容積

	製品	原産国：米国の場合	原産国：米国以外の国の場合
	焼菓子・パン類 (ペストリー、 ケーキ、フルー ツパイ、ビスケ ットなど)	20 kg	20 kg
	調味料・ドレ ッシング	20 kg (重量測定の場合) または 20 L (容積測定の場合)	20kg (重量測定の場合) または 20 L (容積測定の場合)
	製菓、甘味料、 スナック菓子	20kg (重量測定の場合) または 20 L (容積測定の場合)	20kg (重量測定の場合) または 20 L (容積測定の場合)
	乳製品 *乳製品は「牛乳 または乳製品 (牛乳単体また は他の食品と組 み合わせたもの で、牛乳以外の 油脂を含まない もの)」と定義 されています。	20kg (重量測定の場合) または 20 L (容積測定の場合)	20kg (重量測定の場合) または 20 L (容積測定の場合)
	乾物 (食製品に 含まれるものを 除く)	20 kg	20 kg
	卵および卵加工 品	卵：5 ダース または 卵加工品：20kg (重量測定の場合) または 20 L (容積測定の場合)	禁止

個人消費目的とみなされ、免除対象となる上限重量・容積








	製品	原産国：米国の場合	原産国：米国以外の国の場合
	魚介類（干物と魚卵を除く） 魚介類は「貝類、甲殻類、その他海洋生物、及びそれらの一部、製品、副産物」を含む	40 kg	40 kg
	干魚	10 kg	10 kg
	魚卵	1 kg	1 kg
	生鮮果物	20 kg	20 kg（許可される場合）
	生鮮野菜	20 kg	20 kg（許可される場合）
	果物および野菜の加工品 果物および野菜の加工品とは、「密封容器入りで、商業殺菌済み、あるいは調理・冷凍・酢漬け等されて保存可能な野菜や果物」と定義されています。	20kg（重量測定の場合）または 20 L（容積測定の場合）	許可される場合：20kg（重量測定の場合）または 20 L（容積測定の場合）
	穀物由来の食品	20kg（重量測定の場合）または 20 L（容積測定の場合）	20kg（重量測定の場合）または 20 L（容積測定の場合）
	蜂蜜	20 kg	20 kg
	乳児用粉ミルク -ミルクの素 (粉・ドライ)	20kg（重量測定の場合）または 20 L（容積測定の場合）	20kg（重量測定の場合）または 20 L（容積測定の場合）

個人消費目的とみなされ、免除対象となる上限重量・容積

	製品	原産国：米国の場合	原産国：米国以外の国の場合
	-ミルクの素（液体） -牛乳由来ではないミルクの素（ドライ／液体）		
	メープルシロップとその加工品	メープルシロップ：20 L メープルシロップの加工品：4 kg	メープルシロップ：20 L メープルシロップの加工品：4 kg
	混合食品	20kg（重量測定の場合）または 20 L（容積測定の場合）	20kg（重量測定の場合）または 20 L（容積測定の場合）
	ノンアルコール飲料（清涼飲料水）	50 L	50 L
	ナッツ、穀物、種子	20 kg	20 kg
	食用オイル	50 L	50 L
	香辛料、紅茶、コーヒー	20 kg	20 kg
	その他食品	20 kg	20 kg

## 2. 米国以外を原産地とする食品の要件

特定の食品は、原産地が米国以外の場合、カナダへの輸入は禁止、もしくは許可されている場合であっても特別な条件を満たす必要があります。CFIA（カナダ食品検査庁）は、安全性と品質上の理由からこれらの製品をチェックします。

	製品カテゴリー	条件
	生鮮食品	CFIA は、原産国からの果物・野菜・植物を病害虫リスク分析（PRA）プロセスに沿って査定し、製品に病害虫が含まれていないことを確認します。
	動物性脂肪	輸入者が輸送に同行する必要があるため、郵便や宅配便で持ち込むことはできません。なお、これは調理済みで長期保存可能な製品および密封容器入りの製品に当てはまります。
	焼菓子、飴、甘味料、スナック菓子	肉類が含まれる製品は禁止
	卵および卵製品	禁止
	魚介類及びシーフード製品	<p>禁止品：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- フグ</li> <li>- 上海蟹（チュウゴクモズクガニ）</li> <li>- 魚体から切り離されたフカヒレまたはその一部</li> </ul> <p>輸入にカナダ食品検査庁の許可が必要な魚介類：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 内臓が除去されていない死んだ魚 10 尾以上</li> <li>- 有頭殻付の完全な形の甲殻類 4 尾以上</li> <li>- 軟体動物 3 kg 以上</li> </ul> <p>一部の魚種（チョウザメなど）とその製品はワシントン条約（CITES）によって保護されており、輸入禁止あるいは CITES の許可が必要な場合があります。</p> <p>-</p>
	乳児用調整乳	常温保存可能で、市販の密封容器入りの製品のみ輸入可能です。「開封前要冷蔵」「開封前要冷凍」の製品は許可されません。
	肉製品	<p>輸入者が輸送に同行する必要があるため、郵便や宅配便で持ち込むことはできません。生肉、干し肉、塩漬け肉は禁止されています。調理済みで常温保存可能な製品や密封容器入り製品は輸入可能です。</p> <p>輸入可能な肉製品でも、製品に牛肉が含まれている場合は牛海綿状脳症（BSE または狂牛病）のリスクのない国からのみ輸入が許可されます。</p>

## B. テキスタイル（繊維・生地）

### 1. 可燃性基準



カナダでは、繊維(人間の髪の毛、カポック、羽毛、ダウン・フェザー、動物の毛や毛皮などの天然素材または合成素材を含む)から全体または一部が作られた製品は、特定の可燃性基準を含む繊維可燃性規則 (the Textile Flammability Regulations) に準拠する必要があります。

繊維の可燃性(F-01) の試験方法の詳細については、カナダ保健省([hc.ccpsa-lcspc.sc@canada.ca](mailto:hc.ccpsa-lcspc.sc@canada.ca)) にお問い合わせください。

以下の製品は、他の可燃性基準の対象となるため、この規則は適用されません。<sup>8</sup>

- 14X サイズまでの子供用パジャマ
- 人形、ぬいぐるみ、柔らかいおもちゃ
- ベビーベッド、ゆりかご、バシネット
- ベビーサークル
- ベビーゲート、拡張式の子供用の囲い
- 繊維でできた床材
- テント
- マットレス

子供用パジャマには、子供用パジャマ規則の下で別個の（ルースフィットとタイトフィットの2つのカテゴリーに分かれた）可燃性要件があります。

製品カテゴリー	説明	条件	
	タイトフィットパジャマ	14X サイズまでのお子様用のナイトガウン、バスローブ、パジャマが含まれます(7kg 未満の乳幼児、病院用、ポロパジャマ、スリーパーを除く)。	延焼時間が 7 秒以上であること。
	ルーズフィットパジャマ	7kg 未満の乳幼児用のパジャマ、病院用のパジャマ、ポロパジャマ、スリーパーなど、サイズ 14X までの他のすべてのタイプの子供用パジャマが含まれます。	<ul style="list-style-type: none"><li>- 5 つの試験片の平均の炭化長が 178 mm を超えないものかつ</li><li>- 1 つの試験片の炭化長が、試験片の全長(254 mm)を超えない。</li></ul>






<sup>8</sup>たとえば、繊維床材の可燃性基準は、繊維床材規則(SOR / 2016-176)で指定されています <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2016-176/FullText.html>。



## C. キッチン用品・食器

カナダの「釉薬がかけられた陶磁器およびガラス製品規制(GCGR)」は、釉薬または装飾された陶磁器やガラス食器の鉛・カドミウムの含有量を制限しています。

鉛・カドミウムがコーティングされていて、装飾に含まれている場合、食品・飲料の保管や調理の準備、配膳に使われる製品も規制の対象となります。

製品カテゴリー	含有鉛の制限量 (mg/リットル)	含有カドミウムの制限量 (mg/リットル)
 カトラリー	3.0	0.50
 カップ・マグカップ以外の小型のボウル	2.0	0.50
 水差し以外の大型のボウル	1.0	0.25
 カップ・マグカップ	0.5	0.50
 水差し	0.5	0.25

鉛またはカドミウムの含有量の検査方法は、国際標準化機構規格 ISO 6486-1:2019 に基づいており、GCGR のスケジュールに記載されています。

## D. 酒類



カナダへの飲料用アルコールの輸入は、原則禁止されています（州の酒税当局による直接または間接的な購入や、免税店向けなどの特別な免除購入を除く）。オンラインで飲料用アルコールを購入する場合も免除対象にはなりません。

Amazon.com にはアルコール製品の厳格な規制があり、「JAPAN STORE」にもアルコール製品は出品できません。

## E. 化粧品





カナダでは、化粧品の輸入は 食品医薬品法 (the Food and Drugs Act) と 化粧品規則 の下で規制されています。これらの規制は、顔色、皮膚、髪、歯、爪の洗浄や改善、または変化に使用される製品（マニキュアや接着剤を使用した人工爪などの製品を含む）に適用されます。個人使用目的の輸入製品（転売用を除く）には、それほど厳しい要件はありません。

## 1. 衛生安全基準

カテゴリー	詳細説明
	<p><b>製造と保管</b></p> <p>化粧品は、衛生的な環境で製造、調製、保存、包装、保管する必要があります。</p> <p>通常または慣習的な使用で健康に害を及ぼす可能性のある化粧品の販売は禁止されています。</p>
	<p><b>禁止物質</b></p> <p>カナダ保健省の化粧品使用禁止成分表 (<u><a href="#">the Cosmetic Ingredients Hotlist</a></u>) に記載されている物質は、制限または禁止されています。</p> <p>化粧品規則は、健康と安全の基準を満たさない化粧品の販売を禁止しています。これには、歯のホワイトニング製品、目の周りの化粧品、クロロホルムや水銀などの物質を含む製品の成分に関する特定の制限が含まれます。</p>

## 2. 子供への安全対策: 包装基準

メチルアルコールや臭素酸塩などの物質を含む商品は、子どもが開封しにくい容器を使用する必要があります。これらの容器は、[消費者向け化学品および容器規制 \(the Consumer Chemicals and Containers Regulations\)](#) に記載されている構造仕様に準拠している必要があります。

属性	要件
	<p><b>容器のデザイン</b></p> <p>容器は、開封時に(容器に付属していない)特別な工具が必要なデザインとなっているか、42~51 か月の子供には開封しにくいデザイン設計にするか、もしくは<u><a href="#">再封可能なチャイルドレジスタンスパッケージに関するカナダ規格協会の基準</a></u>、または原産国の同様の規格を満たしている必要があります。</p>
	<p><b>耐久性</b></p> <p>容器は、子供が開けられない機能を失うことなく、何度も閉め直すことができるデザインである必要があります。輸送、保管、使用時にこの機能を維持し、容器内の化粧品を全て使いきれるデザインにする必要があります。</p>
	<p><b>化学的適合性</b></p> <p>容器の子供が開けられない機能は、化粧品と接触しても維持されなければなりません。</p>
	<p><b>開閉の説明</b></p> <p>容器の開閉方法を明確に説明する必要があります。説明は、英語とフランス語、またはわかりやすい図や記号で示す必要があります。容器の開封に製品に付属していない工具が必要な場合、この要件は該当しません。</p>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://forms.office.com/r/hqq0Dbviuh?origin=lprLink>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
トロント事務所  
E-mail：TOR@jetro.go.jp